

akabira
information



かわいいおともだちを
紹介します！



たかはし れいちゃん
(1歳0カ月)

あかびらの人口

(令和元年8月末日現在)
※()内は前月比

総数	10,005人	(↓21)
男	4,542人	(↓14)
女	5,463人	(↓7)
世帯数	5,835世帯	(↓15)

お天気メモ

(令和元年8月)

	前年
最高気温	33.5℃ (30.6℃)
最低気温	14.0℃ (9.1℃)
降水量	183.0mm (237.5mm)

行政・公共

無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。
金銭に関するトラブルや多重債務、借地・借家問題、離婚、相続損害賠償請求事案など、お困りのことがありましたら気軽に相談ください。

開催日

◆10月1日(火)歌志内市・上砂川町

渡部敏広 弁護士

◆10月8日(火)赤平市

伊藤良 弁護士

◆10月15日(火)歌志内市・上砂川町

河西宏樹 弁護士

◆10月29日(火)歌志内市・上砂川町

横井千穂 弁護士

開催時間

▼赤平市・歌志内市(10時～12時)

▼上砂川町(13時30分～15時30分)

赤平会場 市コミセン別館2階
音楽室(商工会議所となり)
申込み・問合せ
生活環境交通係 ☎32-2215
歌志内市役所 ☎42-3217
上砂川町役場 ☎62-2011

※先に申し込みをされている方が優先されます。
※10月22日は祝日につき、お休みです。

こんばんは市長室

まちづくりや地域が抱える課題について、市長と直接お話ししませんか。昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方など、ぜひご利用ください。
対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

日時 10月23日(水)18時～
※変更になる場合があります。

※懇談時間は1人(1団体)30分
となっておりま。なお、個人的なご相談は受け付けできませんのでご了承ください。
受付 10月1日(火)～8日(火)
申込み・問合せ 広報広聴係 ☎32-1834

一日合同行政相談

総務省では行政相談制度について国民の理解と認識を深め、利用を促進するため、今年10月7日から13日までの1週間を「行政相談週間」と定め、全国一斉に各種行事を行います。

赤平市では「一日合同行政相談所」を開設しますので、国などの仕事やサービスなどについての困りごとや苦情がありましたらご相談ください。秘密は厳守します。
日時 10月8日(火)9時～12時

場所 コミュニティセンター
(市役所併設)

相談受付内容 国・特殊法人の業務、年金、登記、道路、河川、人権、労働問題、官公署への書類提出、行政一般

相談料 無料

相談担当者 行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員、消費生活相談員

※10月の定期行政相談(毎月第3水曜日に産業研修ホール2階で行っている相談)はお休みします。

問合せ 生活環境交通係 ☎32-2215

秋の火災予防運動

期間 10月15日(火)～31日(木)

全国統一防火標語

『ひとつずついいね!で確認 火の用心』

司法書士中根事務所

◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※)(※は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。)

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



単身高齢者世帯防火査察

火災予防啓発活動の一環として、10月中旬から11月上旬までの期間、市内の単身高齢者世帯に赤平消防団女性分団員が防火査察に伺います。

内容 住宅のコンロやストーブの周りの防火診断、住宅用火災警報器の設置状況と電池寿命の確認など

実施地区 平岸地区、茂尻地区
※実施地区は変更する場合があります。

問合せ 赤平消防署予防係

☎32-3181

火災防御訓練

火災予防運動にあわせて消防職・団員による訓練を行います。

日時 10月19日(土)9時30分

場所 特別養護老人ホーム愛

真ホーム豊栄町1丁目7-1

問合せ 赤平消防署救急救助係

☎32-3181

資機材搬送車を更新

赤平消防署で資機材搬送車を更新しました。水難事故のときのボートや、各種災害時での資機材搬送を目的としています。

問合せ 赤平消防署警防係

☎32-3181



おためし暮らし住宅の

戸建て物件を募集

市外在住の方が赤平市への移住を検討するときに生活体験ができる住宅(おためし暮らし住宅)として、現在、市街地にある

2階建て集合住宅の一室を使用しています。さらに戸建て住宅を追加したいので、次の要件に合う賃貸物件を募集しています。

募集数 1棟(応募が複数のごときは審査選定となります。)

募集期限 11月29日(金)

建物の要件

①建物・土地が同一所有者。

②居住可能で修繕の必要がない。

③風呂・トイレ・台所・暖房設備など日常生活に支障のない設備・備品が完備。

問合せ 企画調整係

☎32-1834

大規模に土地を買ったとき

には：(10月は「土地月間」)

一定面積以上の土地取引には国土利用計画法に基づく届け出が必要です(都市計画区域内では5千㎡以上、都市計画区域外では1万㎡以上)。

届け出は、知事宛の届出書に必要書類をつけて、契約締結日から2週間以内に市役所建設課管理計画係へ提出してください。

◎相続・遺贈・贈与の場合

右記の届け出は必要ありませんが、法務局で登記簿の「変更登記」をしましょう。

問合せ 管理計画係

☎32-1821

司法書士による 相続登記特設無料相談会

長期間にわたり相続登記されない不動産によって、所有者不明土地や空き家などが社会問題となっています。これから相続登記の手続きを検討されている方はぜひご相談ください。

日時 11月11日(月)10時~16時
(1人最大30分間)

場所 札幌法務局滝川支局
定員 12名(完全予約制)

◎代理申請依頼について

「自分で申請するのは難しい」と感じた方は、翌日以降、相談員として対応した司法書士に代理申請を依頼することができます(別途費用がかかります。法務局で司法書士の斡旋や紹介は行っていません)。

申込み 札幌法務局滝川支局

☎23-2330(完全予約制)

生活

水道料金が変わります

10月からの消費税率引き上げで上下水道料金が変わります。ただし経過措置に伴い、9月30日以前から使用されている方は、12月の定期検針分から新税率の適用となります。

新しい料金は9月号の広報と一緒に配布した料金表や、ホームページをご覧ください。

問合せ 上下水道課管理係

☎32-2218

水の備えは十分ですか

災害や停電で水が止まったときに、家庭でポリ容器などに水を汲み置きしてあれば生活用水として役立ちます。汲み置きをするときは清潔な容器に、中に空気が入らないように水をいっぱい入れ、直射日光を避けて保存してください。ただし時間の経過とともに残留塩素が低下し、細菌が発生する恐れがありますので、定期的な汲み替えが必要です。汲み置きしていた水は掃除や洗濯にご使用ください。

電力のポンプで建物内に水を送っているアパートなどでは、停電になると建物の全部または一部で断水になることがあります。お住まいの建物でポンプを使っているかは、建物の管理者に確認してください。

リモコン式のトイレなどは停電で使用できなくなる場合があります。あらかじめ説明書などでご確認ください。

問合せ 上下水道課

☎32-2218

K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制：平日9時から18時) **初回相談料無料** (滝川事務所) 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp

札幌弁護士会所属 **小寺・松田法律事務所** 弁護士法人

